

(令和5年7月31日)

## 第 675 号

# あかね会ニュース

烏山病院患者家族会(通称:あかね会)

〒157-0061 東京都世田谷区北烏山6-11-11

Tel/Fax:03-3307-7088

Eメール: akaneikai@rondo.ocn.ne.jp



あかね草

暑中お見舞い申し上げます。



連日、記録的な猛暑が続いておりますが、お変わりございませんか？  
にもかくにも、身体と心の栄養をしっかり摂って、みんなで励ましあいながら乗り越えましょう！！

### 6月の例会報告 「親亡き後を考える パート2」

6月17日(金)の午後一般社団法人「桜花」の権利擁護事業”ぷしゅけ”の烏山氏・酒入氏・飯田氏をお迎えして標記の講演会を開催しました。「親亡き後」は私たちの大きな関心事でコロナ収束後でもあり、25人の参加を得て、3時間にわたり話し合いました。

講師の方々は皆さん社会福祉士や精神保健福祉士などの資格をお持ちで、2016年より「権利擁護支援センター」を立ち上げ 成年後見の仕事など障害者の支援をチームでおられる方々でした。

現在、高齢や障害等で判断能力や契約能力がおぼつかなくなったとき、どうしたらいいのかと不安をお持ちの方々が増えており、成年後見制度が大きく取り上げられています。が、家族は「結局、うちはどうしたらいいのか」になる。社会福祉関係の管轄も法務省から厚生労働省に移りつつあり、混沌としているようです。

成年後見については、現在制度が激動中です。専門職は毎日情報を取らないとやっていけません。テナワヤンの状況です。後見人・保佐人・補助人という制度も一つになるかもしれません。社会福祉協議会へも苦情がいっぱい来ているということをお話されました。

親族間の争いでは財産の争いが多いので、成年後見制度というと財産管理を思い浮かべますが、「成年後見利用促進法」は5年ごとの改正で、地域で安心して暮らすためには、「地域連携ネットワーク」が大

事だと叫ばれています。ネットワークがどのように当事者を支援できるのかは、これからの課題だと思います。

例えばこの問題を考えるとき、「成年後見制度」だけではうまくいかない。「成年後見制度」は権利擁護の一つであって万能ではない。2000年から始まった介護保険制度と一緒にあって支援する方法もあります。

今日、午前中に「てんかん」の患者さんと面談してこられた鳥山氏が、「大事なことは病名ではなく、地域で幸せに暮らすためにどうしたらいいか」と話されました。この言葉に本日来訪された3人の思いが詰まっていると感じました。成年後見制度の利用を行政も促進させようとしています。思うように進んでいません。支援の専門職として 弁護士・司法書士等がありますが、財産問題等は専門職として解決してくれますが、それだけで「障害者が地域で安心して暮らせるか」というと、とても不可能です。日常生活の細かい部分が成り立ってようやく生活できるのです。その細かい部分を支援しようとしているのが、本日来訪された「桜花」のみなさんであると思いました。

「家族信託」という制度がありますが、「家族信託」は父母が委託者、本人以外の誰かが受託者、本人が受益者です。受託者をだれに頼んだらいいか。これは大きな問題です。(ここで参加者一人一人に受託者を誰に頼もうとしていますかと質問されました)。結果は「兄弟に頼む」が多かった。本人の受託者を選ぶなら、親が健在なうちに受託者を担ってくれる人を見極めることができます。「この人なら障害のある息子のことをしっかりみてくれるだろう」と。

一つの事例としてDさん、70歳、統合失調症。母と同居していましたが、母が認知症になり、老人ホームへ入所しました。一人になったDさんに対して私たちチームは「Dさんの話を聞く会」を立ち上げ支援することにしました。途中いろいろなことがありましたが、今ではDさんは庭にバラを植えて「地域のためになることをやりたい」と楽しく暮らしています。



#### 《 感想 》

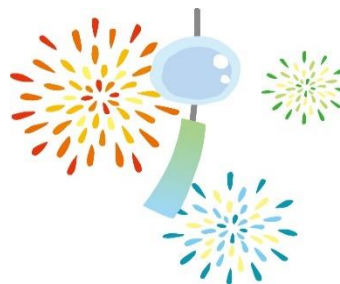
親亡き後の問題は、私たち家族にとっては大きな問題で逃げることはできません、「8050問題」「成年後見制度」等いろいろな情報が入りますが、本日の講演会を通じて、難しいことだと感じました。行政ですら「成年後見制度」だけではうまくいかないと判断し、右往左往の状態のようで、後見人・保佐人・補助人の制度もなくすとか、「地域連携ネットワーク」を推進するとか、テンヤワンヤのようです。

本日の話を聞いて、自分たち親が死んだあと、当事者にどう生きていってほしいのかを考えさせられました。世界でもまれな日本の精神医療の入院中心主義から、地域で自分らしく生きていける制度への転換はどうしたらいいのか、ご一緒に考えていきたいと思えます。

(報告；松原)



東京つくし会の評議員会が開催されました。



6月23日（金）の午前中に下北沢のタウンホールで評議員会が開催されました。評議員数56名の中55名の参加で熱心な討議がなされました。

コロナ禍が収束に向かい、評議員の皆さんも元気を出して遠いところからも足を運んでくださったのだと思います。顔ぶれもだいぶ変わっており、お若い初々しい方が多く来られて、つくし会の未来が明るく感じられました。

評議員会なので、例年通り活動報告・決算報告と順々に議事が進んでいきましたが、今年は「滝山病院問題」が大きく取り上げられました。看護師による患者への暴行事件は、病院内の不適切な治療問題にとどまらず、行政の職員が法律で必要な家族の同意なく強制的に患者を入院させていた疑いも出てきました。東京つくし会として、

① 声明文を出す

② 東京都へ「滝山病院事件に関する緊急要望書」を提出し、話し合いを持つ等を行いました。

篤志家のご厚意により、東京つくし会の事務所を低家賃で借りられることになりました。つくし会の存続が危惧されていただけにほっとしておりますが、東京つくし会の活動を援助しようとする東京の姿勢が問われます。

2022年9月9日、国連障害者権利委員会から日本政府へ、総括所見が出されました。内容は大きく4つの点が指摘されました。

1) 日本の政策の基調が「父権主義」という上から目線で、「障がい者は保護・福祉の対象ではなく、人権の主体である」という障がいの人権モデルとは不調和であること。

2) 日本は優生思想、あるいは健常者優先の順位がベースになっていること。

3) 分離処遇と言って、暮らしの場、学校教育の場、働く場などで、障害のあるなしで分離されている。

4) 精神科医療の非人道性（強制入院、身体拘束・隔離等）の問題である。

「その通り」と心底思いますが、どれも大きな問題で、東京つくし会だけで解決できる問題ではありません。厚生労働省を中心に行政がしっかり受け止めて、日本の精神医療を本気で障害者の人権を守る方向へ変革して欲しいと思います。そのために私たちももちろんできる限り力を尽くします。

感想ですが、長年の懸案だった東京つくし会の事務所が安く借りられるようになったことは、ほんとによかったです。

あかね会は若い会員の入会が少なく、高齢の役員でがんばっていますが、会によっては役員もがらりと変わり、若々しい方が継続して下さっている会も出てきました。とても希望がもてる姿です。

東京つくし会の理事の仕事は大変なのに、現在9人でこなしています。あと4人くらい増えたらだいぶ楽になるのではないかと思います。

東京つくし会の理事のみなさん、ほんとにご苦労様です。

（報告；松原）

## 世田谷区議会に要望書を出しました！

7月19日、世田谷さくら会と共に、区議会への要望書を提出してきました。今年度の要望は以下の4点です。

- ① 精神障害者のための質の良い滞在型グループホームを作ってください。
- ② 精神障害者にも自立支援医療の診断書料の補助をください。
- ③ 精神障害者手帳2級の者にも障害者福祉手当を支給してください。
- ④ 精神障害者にもタクシー券をください。

議員さんたちに精神障がい者の苦しい状況、家族の想いを直接お伝えしましたどの要望もすぐには解決しないかとは思いますが、根気強く訴え続けて、少しでも良い環境、社会資源に繋がるように頑張ります。

(報告；天野)



## 第15回全国精神保健福祉家族大会

### みんなねっと埼玉大会のご案内

”精神障害者への誤解・偏見を超えて、家族任せにせず当事者・家族が当たり前で生きていける地域社会を目指し、具体的な実践を通して参加者と共に考える場としたいと思います。”

日時；2023年10月14日（土）～15日（日）

会場；Rai Boc Hall（市民会館おおみや）さいたま市大宮区大門町2-118 大宮門街4-8F

参加費； 家族・一般 ￥3,000

当事者 ￥1,000 \*会場参加・オンラインいずれも参加費は同じです。

### 第1日目全大会（10月14日）10：00～16：00

基調講演「ケアラー支援をすすめる社会に」日本ケアラー連盟代表 堀越栄子氏  
特別講演「障害者権利条約と家族支援」やどかりの里理事長 増田一世氏

### 第2日目分科会（10月15日）9：30～12：00

第1分科会 ケアの脱家族化を考える

第2分科会 精神保健福祉手帳2級所持者まで福祉医療の対象に

第3分科会 自立の多様性を考える

第4分科会 これからの家族会

\*全大会・分科会の参加は事前登録制です。

会場参加希望の方は、あかね室（；03-3307-7088）にお問い合わせください。

